

長野県地球温暖化対策条例（仮称）骨子（案）地区説明会 議事録

日 時 平成17年10月18日(火)
午後3:00～午後5:00
場 所 飯田消費生活センター
大会議室

事務局

（あいさつ 条例骨子（案）についての説明）

それでは、今の説明に基づきまして、質疑応答したいと思います。質疑に關しましては挙手をお願いしたいと思います。それに対します応答については、先ほど申し上げましたとおり、今日、検討会の方からおいでになっている2人の委員さんと事務局でお答えをさせていただき、というような形を採らせていただきたいと思います。

それでは質疑のある方、あるいは意見のある方、挙手をお願いしたいと思います。

牧内委員さんと高木委員長さんの方から何かありますでしょうか。今の説明の補足も含めて。

高木委員長

今お聞きになっていて、どういうふうに感じられたのかは後で聞きたいと思っているんですが、基本的に、例えば、エネルギーの使用の多い事業者に対して毎年何%ずつ減らしなさいというようなことを義務付けているものではありません。

自ら現状を把握していただいて、どうやったら削減できるだろうか。今エネルギーも随分高くなっておりますので、どうやったら削減できるだろうかというのはたぶん経営的にもプラスになることでもありますので、これをきっかけにそういうことに取り組んでいただきたい。また、そのときにぜひ再生可能エネルギーとか、グリーン電力などといった項目についても目を向けていただきたい。そして、どのくらい減らせるんだらうかというのをやっていっていただきたいというのが我々の趣旨でございます。

悪く取ってしまえば、ここに書いてあることで、例えば、エネルギー使用量は多いから、現状はこうだよ、削減といっても今の現状としてはあまりに難しいから削減はしない、それから、再生可能エネルギーやグリーン電力に関しても当面は検討外であるという答えを出されても、それは別に、その答えそのものに対して、それじゃ困るとか、いけないとか、こうしろとか、ああしろとかいうものではございません。だから、じゃ、何だ、何も関係ないじゃないかというふうには取らないでいただきたい。

現状としてはとにかく京都の議定書のマイナス6%を達成するのも大変難しい現状が片一方でありますので、なるべく浅く、広く、皆さんに協力をしていただくことからスタートしていきたいということで、この条例の案を考えているつもりです。

国の方もそうですが、こういうようなことをやってみて、また2～3年後に見直しをして、全然減っていないということになれば、やはりこれではいかんというので、もうちょっと違う形の、もっと規制色の厳しいものを作らざるを

得ないときが来てしまうのかもしれませんが、できればそういうことではなくて、みんながこの条例をきっかけにもう一度自分たちのエネルギー使用について考えていただければと、必ず減るだろうと思いますので、ISOを取ったりというようなところは必ず減っていますので、見直せば必ず見直しは利くと思いますので、そういったきっかけになっていただければというふうに私は考えております。

せっかくいらしているもので、私たちだけが話しているのではあれなので、非常に厳しい意見でももちろん構いませんので、もちろんそれが全部、分かりましたとって、その場で即決はしませんが、たぶん事業者の方からは、何でこんなものを作るんだ、市民団体の方からは、何でこんな腰抜けのものを作るんだって、両方から怒られることを覚悟して我々は来ておりますので、ご遠慮なく言ってみてください。

県 民

すみません。と申します。温暖化防止活動推進員です。

細かいところからもよろしいでしょうか。まず、3ページですね。大きな2番、2の(1)というところで県というふうに書いてございますが、県というのは何を指すのかということが法律関係では問題になってくるのではないかとこのように感じるわけです。というのは、県の施設を指すのか、県の行政組織を指すのか、県の職員を指すのかということがまずあると思うんですが、そこら辺はどういうふうに位置付けられているのか、お聞きしたいと思います。

事務局

今のお尋ねですけれども、県というのは組織そのものを言っております。というのは、1つにはご存じだと思いますけれども、温暖化の温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)というのがあります。この中で県と市町村については事務事業に対して計画を作って公表しなさいというのがございます。これは、県の事務事業すべてについての義務付けになっております。

県は、今度その実行計画と、あと、例えばグリーン購入ですとか、そういったのを合わせた率先実行計画というのを作りまして、これは職員という目を持っています。ですから、県の職員については、その率先実行計画の中で、家庭に戻ってもやってもらいたいという願いを込めてやっております。ですから、今のお尋ねの職員については率先実行計画の中で手当てをしているつもりでございますし、事務事業については法律で定められている実行計画で手当てします。

ですから、ここで言う県というのは、ぼんやりとしておりますけれども、組織体ということでご理解いただければいいのかなと思っています。それぞれに義務付けがあったり、手当てはされておりますので、どんなふうに考えていただいても、すべて確定のあることについては手当てをしますので、そういう意味での話、普通は自治法でいう県という、幅広いんですけれども、考えとすれば組織体そのものということでご理解をいただければいいと思っております。

県 民

分かりました。ですが、結局ぱっと見て分かるような形で、説明を受けなければ分からないというような法律ではまずいと思いますけど。

高木委員長

例えば、どういう書き方をすれば。

県 民 お任せいたします。

高木委員長 今回の、この県というのが何を意味しているのか分かりにくいというご指摘は我々の中で検討させていただきます。

県 民 すみません。次の(3)番の事業者ということでございますが、事業者についても県民、県の中で事業をやる事業者なのか、それとも、県内に事業所を持つ事業者なのかということが明確には書いてございませんが、この辺はどういうふうに考えるのでしょうか。

事務局 申し訳ございません。骨子案の中で言葉の用語の定義を設けていないんです。最終的に条例の中では言葉の定義は設けますけれども、この事業者というのは、事業者という言い方は、主体、意思を持っているかどうかはともかくなんですけれども、ここでは広く事業所というとらえ方でいいのかなと思います、今のお尋ねの部分について。これは、後で定義は設けます。少なくとも県内で事業を営む者ですので、本社があるかないか、営業所でも何でもそういう経済活動を行うところというのが事業者というとらえ方をしております。

県 民 東京に事業所がありまして、県内で広く営業活動をしているという事業所も含まれていいと思うんですけど、含まないという考え方ですか。

事務局 それは、観光旅行者その他の滞在者という、滞在者というところで、人が来て行っている部分についても、その説明のところでご説明申し上げましたけれども、長野県と関わりを持った方には協力をさせていただきたいという部分です。ただ人が来ている部分で何もやっていないと、事業者という部分でのテリトリー、こういう定義を行うということは、基本的には条例というのは属地主義ですので、土地にないとその規制が及ばないと考えられます。ですから、アメリカの法人が長野県内でインターネットで商売をしているという部分で、それも含むのかと言われますと、それはノーという評価しかできないだろうと思います。

県 民 その地区については、国にいたら国の法律に従わないといけないという考え方ではないかと思うんですが、違いますかね。

事務局 ですから、それで属地主義ということで、長野県という土地についての条例ということです。ですから、長野県内に来て商売をする、例えば、行商をする方は観光旅行者その他の滞在者として協力をさせていただきたいということで書いてございまして、長野県に来ないで商売をする人に対してどうする、こうするというアクションのところは、基本的には想定できないだろうなということでした。

県 民 長野県内で、東京に事務所があつて、長野県内で営業活動をしているというふうに、私、申しましたが。

高木委員長 ご質問の意味は、東京に本社があつて、長野に営業所があつてというものではなくて、要するに長野には営業所も何もないと。今事務局のほうはかなり極

端な例で、例えばインターネットで長野県内の人を対象に何か本を売ったり、レコードを売ったりしているという人というような答えをしていますが、要するに、事務局の考え方としては、長野県内に事業所とか、何かそういうものが何もない人を事業者の中に入れるのは難しいだろうということですよ。そうですね。事業所があれば、対象にはもちろん入ってくると。大小について違ってきますが。ご意見としては、そういう長野県内に事業所も何もない場合も対象とすべきだというお考えだと思っんですけど、いかがですか。

県 民

その他の滞在者ということで大きく含まれることで説明はつくということになれば、それで構わないと思いますが、長野県に全く関係ない人を対象にするというふうに私は考えたわけではございません。

事 務 局

今の 様のお答えというか、要望というか、お考えをお聞きしたということによろしいでしょうか。こちらの方にまた何か回答を求めているのかどうかということなんですが、確認なんです。

県 民

いいと思います。そうではなくて、この場で事業者がどういう事業形態の人を指すのかということがはっきりしていないなということ、この文章では読み取れなかったものですから、そういうふうに質問させていただいて、その他の滞在者の中に含まれるということであれば、それでもいいと思うんですが、もうちょっと分かりやすい表現がしてあれば、私がこんな質問をしなくても済んだのではないかと思うわけです。

事 務 局

ありがとうございました。すみませんでした。
ほかにございますでしょうか。

県 民

と申しますが、事業者の中には、例えば、具体的に言えば市町村だとか、市役所、組織はそういう形で含まれるという話ですが、例えば、市役所だとか、市町村役場だとか、そういうところは、例えば公用車とか、燃料の消費がたぶん多いと思うんですが、そういう部分についても義務付けたり、努力義務が発生するのかどうかということなんです。

事 務 局

事務局でよろしいでしょうか。一応事業者というくくりの中で、先ほど申し上げましたけれども、例外なくお願いするという趣旨でございます。長野県内にいろいろある、ですから、市役所、町村役場、あるいは一定以上の車を持っていれば義務付けですし、それに満たなければ努力義務ということで対応していただきたいというように考えております。

県 民

と申します。
6 ページの「24 時間営業を行う事業者または自動販売機を設置する」ということがあるんですけども、私も県民計画のときにかかわらせていただきまして、うかつでございましたけれども、今ちょっと第三者的な立場に離れてみて思ったんですけども、自動販売機、若しくは、24 時間営業する販売営業というようなイメージでございました。
けれども、県内には生産工場みたいなのところもありますよね。24 時間動かさないと稼働していけないとかいう、それに温度調整をして 24 時間動かさな

いと稼働、製品ができていかないという工場もいっぱいいるかと思います。そうした場合にも、この中に入るのでしょうかね。それをちょっとお伺いしたいと思います。

高木委員長

24 時間営業をしている事業者というのは、すべてを指しているということにはならないだろうと思います。まだ決まってははいないんですが、極端な例は病院ですよ。病院に対して、ここの項目をかけるのか、かけないのかで、たぶんそれは対象外になるだろうなという気は私もしております、決まったわけじゃないので、お答えにはあれなんです。

工場が 24 時間で操業していて、なおかつ、エネルギー使用量があまり多くなかった場合には、たぶん 24 時間の営業を行う事業者というものには入ってこないのではないかなと思いますね。基本的には、やはり営業、どちらかというと小売りとか、そういうのをイメージして作っていることは間違いありません。

県 民

分かりました。

そして、もう 1 点お願いしたいんですが、8 ページと 9 ページなんですが、自動車を買うとき、ハイブリッドカーだとか、そういう低資源のものを買うようにという努力というところがあるんですけども、これは私、項目をちょっと入れていただきたいというのは、「買い替えるときは」ということを入れてほしいなと思います。買ったものを大切に使った方がエネルギーが、廃棄するときとか、リサイクルするときに要らないのではないかなと、そんなふうに思いますので、この家電製品の場合もそうですし、省エネルギーの家電製品や自動車の場合でも、新しい、そういうものがいいからって新しいのをむやみに買わないほうがいいかと思いますので、「買い替えるとき」というのをちょっと入れていただきたいなと、そんなふうに思います。

高木委員長

それは、ご指摘ごもっともなので、検討させていただきます。

県 民

はい。お願いします。ありがとうございました。

県 民

私、ですけど、火力発電所とか、ディーゼル発電所、これについては 24 時間営業というか、そういう形になってしまいますよね、発電を継続していく場合には。それに対してもこういったものというのかかってくるのか、それとも、水力発電所みたいな、もちろん水力発電所というのはクリーンなエネルギーなんですけど、それに対しても、見方によれば 24 時間営業ですよ。それに対してもこういうものがかかってくるのかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

高木委員長

例えば、発電所なんかに関しては、どちらかという、エネルギー供給事業者という項目がございまして、6 ページの一番下のところですが、エネルギー供給事業者というところでの項目がたぶんかかってくることになると思います。24 時間営業のというところで火力発電所か、水力発電所が、ここでかかってくるというものではたぶんないだろうと思います。まだ定義は終わっていないので、確たる答えにならないんですが、イメージとしては、今おっしゃったものはエネルギー供給事業者に入るものです。

県 民

であれば、あれですよ。ディーゼルだとか、火力というのは、この対象に充てても私はいいと思うんですよ。変な言い方ですけど、そうしないと、例えば、夜、電気というのは余りますから、当然そういうものを削減していかないと、こういうものというのは達成できないんじゃないかなと。だから、火力とかそういう、原子力も見方によればいろいろあるかもしれませんが、そこら辺もちょっと含めた中でご検討いただければありがたいなと思います。

高木委員長

今おっしゃっているご趣旨としては、特に発電関係というふうにとらえてよろしいですね。

県 民

はい。

高木委員長

分かりました。じゃ、県内の発電の、今おっしゃったようなディーゼル発電、火力発電、あまり大きなものはたぶんないと思うんですが、どういったものがあるのかということも含めて、ちょっと調べさせていただいて、どういうふうに取り扱うかは、また別途考えさせていただきます。

県 民

伊那市の と申しますけれども、6ページの協定の締結ですけれども、ちょっと疑問に思うのは、なぜ市町村が協定を締結しなければいけないかということですが。

牧内委員

私も自己紹介で述べましたけれど、個人的な立場で参加しているんですけども、飯田市の職員でございまして、市町村の立場から考えてどうかなということも専門委員会の中でも発言させていただいておるんですけども、その中でも今のお話のように、特にこういう温暖化防止の取り組みというのは、この事例で言えば、24時間ですとか自動販売機、いろいろ取り組みについては広域的に取り組んでいかないと、その取り組み自体がなかなか成り立ちにくいんじゃないかなと。

そういう観点から、委員会の中では私は県が自ら協定の締結主体となるべきだというような意見を申し上げておるところで、委員会の中でもいろんな議論がありますし、また皆さん方からもいろんな意見があると思いますので、十分にこの辺は検討をする必要があるなというふうに思っております。

委員長さんからいかがですか。

高木委員長

逆にちょっとお聞きしたいのは、私たちの感じからすると、例えば、24時間営業にしる、自動販売機にしる、例えば、この飯田市の、市街地の中心的なこういうエリアの中に24時間営業のコンビニがあったり、それから自動販売機があるということに対してはあまり、そんなにはよくはないのかもしれませんが、かなりの山の方に入っても、今はコンビニもあるし、自動販売機もあるわけですね。

そういったときに、ただ我々が単なる通過者としてそこを通過しても、何でこんなところに自動販売機があるのか、何でこんなところにコンビニがあるんだろうと思いつつながら通過することは結構あるわけですが、その地域の事情というのは我々には分からないので、それが一番分かっているのは市町村だから、その市町村がそれを取りまとめられたほうがいいのではないかと

うのが我々の委員会の中でも完全に合意はできていないですが、意見なんですね。

例えば、ここで言っている「市町村の申し出を受けて県が地域指定する」の「地域」という意味は、例えば飯田市とか、伊那市という地域指定のことを意味しているつもりは私はなくて、伊那市のかなりの中山間地のエリアの人たちが、ここにはコンビニは要らないよねというような申し出が出てきたときに、市町村が受けていただいて、それを県とというふうなやり方をイメージしているんですが、そのやり方はあまりよくないんでしょうかね。

県 民

普通、そういうような申し出って、「ここには要らないよ」というのは市町村が、正直な話、言えるの？

高木委員長

市町村じゃなくて、住民が。

県 民

だって、市町村の申し出でしょう。このだって。それは、私は逆に言えば、町場の人が見れば必要ねえかもしれないけど、地域の人たちにすれば、必要になるかもしれないじゃん。何でこんなところにあるのというのも、地域の人にしてみれば、それが必要な店舗であるかもしれないじゃない。

だから、私は高木委員長さんの考え方から言えば、何というか、偏見を持っているような気がして仕方がない。私らは偏見を。田舎にはそんなものは必要ねえんだよと。人口の少ないところでは、そんな 24 時間営業の店舗は要らないんじゃないかという考えを持っているような気がするんだけど、そうじゃないんです？

高木委員長

それを、地域の人が必要ないという判断をされる場合に……。

県 民

要らないんだったら、たぶん店を使わないから、つぶれちゃうよ、そんな奥は、逆を言えば。そういう、例えば申し出があるようならば、店もそんなに使わないもの、それじゃ、逆に言うと。そこで営業ができるということは、たぶん必要があるから営業ができているんだよ。必要がないんじゃないかと、住民の合意があるんなら、たぶんその店はずぶれてるもの。私はそう思いますよ。

それは、田舎というか、人口の少ないところに対する偏見のような気がするよ、私は。今の話を聞いていれば、人口の少ないところに 24 時間の店や自販機は要らないよという話じゃないの。それを私、田舎に住んでいる者は、どうも偏見と私は聞こえるのでね。

高木委員長

私が言いたいのは、それについて「県が」というやり方は、地域の実情をきちんと把握する意味で難しいんじゃないかと。

県 民

それと、もう一つ、戻って、市町村の義務というか、は定義しないよという、分権法に基づいてうんぬんといって説明を受けたんだけど、これについては市町村の仕事が、要は仕事をさせるようなことになってますね、この部分だけは。県の計画だから、市町村の仕事というものは作らないようなことをさっき言われたんだけど、でも、これは市町村の仕事としてやれという内容でしょう。

高木委員長 書き方がちょっと悪いんだなということは、今よく分かったんですが、私たちのイメージしているのは、というか、必ずしも全員がというわけじゃないですけど、少なくとも私がイメージしているのは、住民が市町村に申し出てというイメージなんですね。市町村は、県との間のつなぎ役で、景観条例のそれと非常に近いものをイメージしておりまして・・・。

県 民 じゃ、市町村と事業者は協定を締結するようになっている。

高木委員長 だから、間を・・・。

県 民 市町村が間じゃなくて、市町村が締結するようになっているね、今のこの内容では。県が締結するんじゃなくて、間を取り持ってとは書いてないでしょう。これはあくまで市町村と、要は設置者なり、店舗の開設者と協定を結ぶという話じゃない。

高木委員長 分かりました。ちょっとこのところ、私自身の認識がひょっとしたら間違えているのもしれませんし、もう一度この項目に関しては、次回の検討会のときに、そういう意見が出ているということを受けて、集中的に審議をさせていただきます。

今言ったように、我々が考えていることの表現になっていないような気もしましたので、このことに対してはそういう対応をさせてください。今ちょっとここでそれ以上申し上げられないので。お考えはよく分かりました。

牧内委員 個人的な意見ですけども、おっしゃるように、やっぱり経済活動ですから、やはり地域指定というような発想よりも、広く満遍にという意見で、この取り組みと一緒に取り組んでいこうという事業者があれば、それは県と協定が結ばれて、できる範囲で。その前提として、やっぱり経済活動ですから、平等な公平な土俵、競争条件というのがないと、やっぱりせっかくいいことであっても、お隣がやっているという、競争上やらなくちゃいけないという現実もきっとあるんだろうというふうに思っておりまして、そういうことも勘案しながら決めていかなきゃいけないかなというふうに、私自身は思っております。

県 民 すみません。細かいところですが、7ページ、(2)の交通・自動車利用に係るということで、「自動車から公共交通機関への利用転換を図ります。」自動車というのは、バスも自動車ですし、電車も大きく言えば自動車なんですが、これをもうちょっときちんと、何を指すのかということを明確にしたほうがいいような気がします。

高木委員長 もうちょっと細かいことが、イメージとしてはもちろんマイカーですが、それは伝わるように、注釈を入れるか、文章を書き直すかということで。

県 民 13 ページなんですけど、説明書きといたしますか、5、分野別の地球温暖化対策ということで、一定規模以上の事業者、それから自動車販売、24 時間営業、一定規模以上のエネルギー供給事業者ということだけなんですけど、産業構造の関係で分野といたしますと、製造業とか、農業、建設、サービス、観光とか、い

ろいろあるんですが、そこら辺については全く触れられていないような気がするんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

高木委員長

この場合には、温暖化の対策のものなので、どういう分野の事業をしているかというよりは、その事業活動によってどれだけのエネルギーを消費しているかによって切っているつもりなんです。

県 民

そうしますと、分野というものの指し方が、単なる温暖化防止に係る、関係する事業所という意味の分野という意味ですか。

高木委員長

この分野という言葉が。

県 民

ちょっと不明確ではないかなと。

高木委員長

はい、分かりました。じゃ、この分野別の分野という言葉に関して、ご指摘を受けて、もうちょっと違う、誤解を受けないような言葉があるかどうか、ちょっと考えさせてください。

県 民

もう1回すみません。全体の文章の流れの中で、a、b、c、dとか、eとかとあって、最後のページの説明を見て、14 ページの説明で、と、と、という、義務付け、努力義務、協定締結ですか、そこら辺のことが、どうもa、b、cというランク分けになっているようなことが見えてきたんですが、そういうものについての注釈を前段のほうにもきちっと設けていただかないと、やっと分かったということになる可能性があると思うんですよね。

それと、ペナルティーというのはあると思うんですが、そのペナルティーをかけられるものについて、もうちょっときちんとはっきりと書いていただいたほうが分かりやすいと思うんですが。

事務局

こちら、事務局のほうからお答えいたします。

この14 ページのものは分かりやすいようにということで例示をしてございまして、この骨子案というのは、特にa、b、c分けというのは、最終的に条例になると第1条、第2条、第1項、第2項というようになっていきますので、これは便宜上a、b、c分け、最初のところで申し上げましたように、努力義務を先に載せて、特化した部分をbということで、義務付けということで表していますということでご説明申し上げますので、そういう形でご理解いただきたいと思います。

ペナルティーの部分は、条例ですので、罰金とかがあります。そういったものがご要望でしたら、またご意見を送っていただきたいんですけども、ここでは先ほど12 ページのところでご説明申し上げたように、実効性の確保ということで、頑張ったところには市場で評価される、社会的な評価が与えられて、ご褒美が与えられるようにします。駄目なところ、例えば、bのところにありますけれども、そういう制度に従わなかったところには勧告をいたします。それでも勧告に従わなければ、氏名等の公表を通しまして社会的な制裁を受けていくという、こういう仕組みになっています。

これじゃ生ぬるいと、罰金ですとか、あるいは、刑務所へ入れと、こういった項目まであるべきだということであれば、ご意見として寄せていただきたい

んですけども、今のところ検討会の皆さんからは、そういったところまでは必要ないだろうというご意見で、ここの骨子(案)としてまとめて、ご提示させていただいております。

県 民

分かりました。そうしますと、全体的な文章の流れも、条例になりますと変わってくるという考え方になるんですね。

事務局

説明でも申し上げましたように、これは、できたらいいなという最終型です。この中には、例えば法律で規定している分野も一部入っていたり、ほかの条例でカバーしている部分もありますので、全体的に見ると、こういうことを目指した条例ですよということでご理解いただきたいと。

ですから、最終型は異なる可能性はあります。ご心配のようにあります。例えば、1本、2本、歯が抜けたとします、ここに書いてある部分の。抜けた部分は、法律等と言っているのが抜けたというようにご理解いただきたいと思えます。あるいは、ご意見がいただいたことによって、変わって増えるとか、要らないといって減る部分もあるかもしれませんが、それが無いという前提でお話を申し上げさせていただければ、ここの形は、どこかの法律、条例でカバーされて、この姿になった部分が皆さんの生活の中に生かされていくだろうということでございます。

県 民

分かりました。

事務局

ほかに、まだ時間はございますので、かなり厳しい意見もいただきましたが、委員長が後で、検討会でそれは十分検討するというふうなお答えをいただいています。この骨子はあくまでも案であって、これでいくというものではありませんので、意見をどんどん言っていただいて、次の骨子あるいは要綱に反映させていくということが、この会の目的ですので、どのようなことでも結構ですので、ありますでしょうか。

県 民

もう一つ、これは要望なんですけれども、環境教育の関係、学習というか、教育現場で、例えば、いろいろなことをお願いはしても、結局今の五日制の問題だとかの関係で、なかなかこういう環境に対する教育の時間というのを確保してもらえないというのが現実の話なんです。

忙しいというのは確かに授業日数の関係でということは分かるんですけども、例えば、年に最低限1時限分ぐらいは環境の学習時間を確保するようにとか、そういう努力じゃなくて、どちらかといえば、義務的な部分というのは、例えばここで、県の機関でもあるんですし、高等学校も、小中学校については市町村のものになるんですけども、そういうことが何とかできないのかな、どうなのかな。そうすれば、結局格好いい話で、「環境に対する学習をやっていきましょうよ」「いいですね」「はい、それまでよ」になっちゃうんですが、そういうことが、せっかくこういう条例を作るのであるから、何かできないのかなということを考えるんですが。

高木委員長

当然今ご指摘のお話というのは、教育委員会なり、要するに、今この事務局とは別の事務方と相談をしていかなければいけないことになります。環境教育をどういうふうにするのかと、確かにここに書いてあることは、非常におざ

なりにしようと思えば、できてしまうことで。我々にできることは、そういう要望が、例えば、こういう意見交換会に出ているので、ぜひ前向きに検討してくださいということをお願いすることはできますが、条例の中にそのような、例えば、年にこういう授業が年に何時間というようなことを入れるのはなかなか難しいということをご理解をいただきたいと思います。

県 民

よく分かってはいるんです。

県 民

細かいことをごさいまして申し訳ありません。7ページなんですけど、一番下のほうですが、アイドリング・ストップということが項目に挙げてございますが、信号機を赤で止まるたびにエンジンを止めて、また、青になったらエンジンをかけてスタートするということが非常に有効なのかということ、ギアが壊れる率も増えてくると思いますが、そこら辺のことはどういうふうに考えておられるか、お聞きしたいんです。

高木委員長

どちらかという、実はここで書かれていることは、駐車場におけるというのがあったほうが適切なのかもしれませんね、今のご指摘からすると。だから、駐車場におけるだけではなくて、例えば、踏切で停車して、明らかに1分とか、2分とか止まっているのが分かっている場合には止めていただきたいというようなこともあって、ある意味あいまいな書き方になっているのだろうというか、なってしまっているんですね。

例えば、駐車場においては、アイドリング・ストップをお願いしますと書いてしまえば分かりやすいですよ、それは。ただ書き方が我々も分からないんですけども、最近私が読んだ新聞では、5秒以上でも止まっていれば、今どきの車だとエンジンを切ったほうがいいですよということが書いてあった例すらありますし、だけど、5秒で切ったり、入れたりするということは現実的にはほとんど不可能だとは思いますが、何かこういうふうには書けばいいよというアイデアをいただければ、いくらでも直せるんですが。

事務局

すみません。ちょっとお答えにはならないと思うんですが、私、省エネルギーセンターというところで主催しておりますアイドリング・ストップの講習会というのに出させてもらったことがあるんですが、あれは自動的にアイドリング・ストップ装置がついていて、ブレーキを踏んで止まると、自動的にエンジンが切れると。また、信号でアクセルを踏むと、自動的にエンジンがかかって進むというような機能の車もあると。

そのときに、そういう装置が付いた車というのは、傷みが、エンジンとかそういうところに、プラグとか、影響があるんじゃないのかという質問が、確かほかの県の受講者から出たと思うんですが、今の車については、構造上、そういうものを繰り返しても、例えば、どこかが壊れるとか、傷みが進むとかいうことはないというふうな回答をそのときはいただきました。

私は実際には、そのとき1回乗っただけで、実際に実生活でもアイドリング・ストップをやっているわけじゃないんですが、申し訳ないんですが、ただ、そういう今の車の構造上はそういうことはないということはメーカーの方からお聞きしたという事実はあります。参考までに。

県 民

ストップして、青信号になって、一発でエンジンがかかってふければいいん

ですが、そういう車ばかりもないと思うんですね、慌てますからね、運転する人は慌てますからね。後ろからパッパッと鳴らされて慌てて踏み込めば、ガスの吸い込み過ぎでエンジンが掛からなくなったりするわけですよ。はっきり言って、そういう場合の責任問題ですよ。そこらへんはどういうふうにお考えでしょうか。

事務局

先ほどの、そういう現状だということで、例えば今の条例で想定しているのは努力義務ということですので、あまりそういう傷んだ車に乗っていて、そういう支障を生じるような場合というのは、どうなんですかね。委員長さん、想定してしまっていていいんですか。というのは、ちょっと細かい話なんですけど、そのへんは。

県民

あまり不確定なものを条例として、これに書くというのはどうかな、いいかなという気が、私はいたします。

高木委員長

基本的には私たちの、ここの文章の書き方は、要するにドライバーがその時の状況を判断して適切に利用してくださいということを書いているつもりなんですけど。例えば、「ただし、エンジンが一発で掛からないことがしばしばある車は、その範囲ではない」とかということを書くのは、これはやっぱりおかしいですし、私自身は新聞で、5秒以上信号で止まった時にアイドリング・ストップをしたほうがいいよというのを読んでから、気をつけてアイドリング・ストップしているんですけど、結構アイドリング・ストップしてみると、アイドリング・ストップの時間とは長いものだなというのがよく分かって、それはそれで面白いのですが。ただ、バッテリーについてはあまり、負荷がかかることは間違いないだろうから、そのへんはどうなんですかね。

あまりそういうふうにおっしゃられてしまうと、書けなくなってしまふ。やっぱりこんなものは書かないほうがいいんだと、B、Cの項目だけでいいんだというのが多くの方のご意見であるならば、それはB、Cだけ書いて、Aの部分はカットすることはやぶさかではないのですが。これまで、この項目についてあれこれ言われたのは、タクシーの業界の方から言われた言葉はあるんですけど、それ以外は特になかったものですから、今おっしゃられているようなご意見というのは、これは初めてなんですね。

県民

そうしますと、これに書いて、一生懸命守ろうとした人が後ろからパッパッと鳴らされて、けんかになったというようなことになって、どっちでもいいやというふうに、こういう無頓着な人がゆうゆうと道路を進行できるという形になるということですね。

事務局

よろしいですか。すみません。申し訳ございません。委員長も申し上げていきますように、反社会的な行為を推奨しているわけではございませんし、ご覧いただきたいんですけど、各主体責務という3ページのところで「県民」というところの欄がございます。「県民は日常生活に関し、地球市民としての責任を自覚し云々」と書いてございます。ですから、無理してやって他人に迷惑をかけて頑張れという、そこまで推し進めている話ではございません。個人の責任において協力できる範囲とか、協力してくださいというのが、この条例の骨子(案)の趣旨でございまして、整備不良という申し訳ないですけども、古い車でエンジンを切ったら、5分は掛からないというような車に乗っておられ

る方が、アイドリング・ストップを励行するということが、果たして社会的な行為なのかということでご判断をいただきたいというように思います。

ですから、協力したつもりだったけれども、たまたま具合が悪くて止まってしまったとか、それはその人の責任かもしれませんけれども、それが心がけとして「協力するんだ」という趣旨で行ったものであれば、あまり非難されるものではないのかなと、そういうふうに寛容な気持ちをもって進めていただければ大変ありがたいと思います。

県 民

これはいいと思いますよ。例えば人が来たとか荷物を降ろしたりするにも、これは意外と ので、少なくとも人を待っていたり荷物を降ろしている間はエンジンを止めましょうよということの呼びかけで、これはあってもいいのではないかと、私はそう思いますけど。

牧内委員

おっしゃるのは、いわゆるアイドリング・ストップ運動の一環的な、議論をしているほうも、そういうレベルで考えているんです。今、ご意見をいただいたように、果たして努力義務とはいえ義務ですから、条例としてふさわしい意味合いなのか、規定なのかということは、やっぱり検討する必要があるなというふうに、私自身は聞かせていただきました。

ただ、そういう運動というレベルとは若干、条例というの違いますから。

県 民

いずれにしても、例えば荷物の積み降ろしの時にエンジンを掛ける 不安と 、 いけないとか何かあるかもしれない。バッテリーが上がっちゃうとか、そういうことがあるかもしれないけれども、できるだけこういうことを励行してもらおうという努力義務として挙げるならば、今のアイドリング・ストップ運動を、もう少し踏み込んで本気で考えていけばいいのではないのかなと思うのです。

牧内委員

先ほどのご意見もそういうことだと思うんですね。

県 民

それぞれ、それは自己判断でやってもらわないと、今言ったように俺の車は信号でエンジンを止めたら、しばらくは掛からないというのを、わざわざ止める人はあまりいないような気がするのですが。一番自分が理解しているような気がするのです。

牧内委員

ただ、そういうのが、アイドリング・ストップ運動と違って、条例の中で規定をしていくということですから、こういう具体的な、例えば後段に出てくる「駐車場においては」というふうに限定して確実にやっていただくというような方法もあるかと思うんですね、総論ではなくて。

県 民

もう一つ言えるのは、例えば信号で空吹かしを若い連中に止めてもらえれば、かえっていいんだけども。あおるより。

県 民

こういう条例が、たくさんというか、条例というか法律類が出てくるということは非常にいいかと思うのですが、実際これを理解して行動するという人たちですね。法律がいっぱいありまして、情報、それとかこういう冊子ですね。いろいろ説明とか、こういう冊子がいっぱい出てきて、これを見て理解してということになるはずなのですが、なかなか一人の人間が、これだけの情報を全

部目を通して理解して行動するという事は不可能なことだと思うんですね。ですからなるべく、こういうものは簡略化して、もっと体系的にこういうものも一人一冊あれば、もう大体、世の中は生きていけるんだというような形ですね。もうちょっときちんと、体系的なことを考えていただいて整備をしていただきたいというふうに考えますが。

高木委員長

はい。条例の形になった時に、どうやって分かりやすくするかというのは大きな宿題だった認識しておりますので、多分、この県民計画のときにも、こういう概要版みたいなものをつくったのと同じように、この条例というのは、県民に幅広く理解していただかなければいけない。ある特定の事業者なりを狙い撃ちしているようなものではないので、いかに皆さんによく分かっていただくかというのが、多分この条例だと思っておりますので、例えば、こういう説明会に関しても、今日も話を聞いたのですが、かなり他の条例に比べると丁寧に行っている。それから、今後もいろんな機会を通じて、県民に長野県ではこういうような温暖化の対策の条例をつくっているんだよということが、もっと伝わるような、そして内容としても、こんなことをやっているんだということが伝わるにはどうしたらいいのかということも含めて検討中なので、今後とも検討させていただきたいと思っております。

逆に、もしこういうのをやれというのがあったり、こういう機会で、こういうのをやるから、その時に検討委員でもいいし、地球環境課のスタッフでも、ぜひ来て話をしてほしいというような企画をどんどんどんどん持ち上げていただければ、我々としてはなるべく応えていきたいとは思っています。

県 民

それぞれ担当される方は一生懸命やられて、立派なものをつくられて、内容の濃いものに、ということはいくぶん分かるのですが、それを今度は理解して実行するほうですね。この文章を全部端から目を通す人がどのくらいいるかということですね。そういう人のことを考えて体系的な考えていただきたいというのが本音でございます。

事務局

では、事務局のほうから、ちょっとお話し申し上げます。今、さんがお話しになった「減CO₂プラン」というのがございます。本当の県民計画は60ページぐらいから成っているもので、あまりにも皆さんが知らないものですから、ダイジェスト版ということで、話に行く際に使えるようなもの、アウトライン、ある程度の考え方、現状が分かるようなものということで作らせていただきました。ですから、事あるごとに、こういう計画があるんですよということで、PRに努めております。

また、今回の条例の件につきましても、来年度予算で必要な予算を確保すべく、今努力をしている最中でございます。また、県には出前講座ということで、必要があれば職員が出向きまして説明するという制度がございます。例えば今年ですと、出前講座ではないんですけども、安全運転管理者という、車を5台以上お持ちの事業所の、車の安全運転を管理している方たちの法定講習がございます。そのお時間をいただきまして、全部で事業所が1万ぐらいなので、3年で一回りということで、年間3千人の安全運転管理者を対象に県民計画、車関係のほうにウエイトを置いて話をしておりますけれども、そういう形で、なるべく車に近いところで活動していただいている方にご理解いただきたいということで進めております。ですから、今、苦言いただきましたように、見えなかったという部分は、私どもの努力不足という部分もございまして、こ

れから、今いただきましたご提言も肝に銘じまして、なるべく多くのこうした機会で多くの皆さんにご理解いただけるように努力してまいりたいというように考えております。

まだ時間はございますので、どんなことでも結構ですが、ご意見をちょうだいできればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

県 民

要望のような話になりますが、市の といいますが、私どもの課長が委員になっているので、またその席でという部分もあるかもしれませんが。個人的に、今までのご説明を伺っていて、一つ思うことをお話しするわけですが、

せっかく長野県という一つの広域のエリアで県条例をつくるという取組が始まっているということは、市町村で仕事をする者にとりましては、非常にありがたい話だというふうに考えております。

特に、この温暖化に向けた取組というのは、市町村レベルでは、なかなか取組みきれないという部分があるという現実もありますので、そういう意味合いからしますと、長野県という一つの大きな行政体の中で条例化がされて、県民がそれに取り組むということができれば、より効果は高まるものというふうに思うわけであります。

そういうところからお願いをしますのは、先ほどの協定の部分の話もありましたし、アイドリング・ストップの運動と条例の中の表現の仕方というところのお話があったのですが、せっかく県条例としてつくるわけですから、やはり同じ長野県の中で、どこへ行ってもその条例で一つのくくりができるという共通の条例になるようなご検討を、さらにお願ひしたいと思います。

逆に地域の特例があるところは除くような、そういう条例であってもいいのかなというふうに思いますから、基本的には長野県は県条例で、どこへ行っても同じように規制がされます。みんなが努力目標に向けて頑張りますというような、そういう条例に、ぜひ仕組みをつくっていただけるとありがたいというふうに思います。

市町村でできることは市町村の条例で取り組むこともできますから、せっかくですから今、県のレベルで研究いただいている条例ということですから、そういう高い条例と言いますか、位置づけの条例に、ぜひ仕上げていただきたいというお願いをさせていただきたいと思います。

それから、もう一点ですが、今日こうやって出席をしている人数というのは非常に限られた人数ということであります。県内4カ所でこういった機会を設けていただいて、またさらに次の展開へというふうに計画をされているというふうに承知しておりますけれども、いろんな業界の皆さんの思いもあるでしょうし、意見を聞く場というのを、ぜひまた、お考えをいただく形で、より多くの皆さんが、この条例をつくるというところにかかわれるような、そんな仕掛けをお願いしたいと思います。やはり条例ができることも大切だと思いますが、せっかくこうやって委員の皆さんが取り組みいただいてやっている、その条例をつくり上げるまでの経過、プロセスに少し県民の皆さんも巻き込んでやっていただくという仕掛けに、ぜひしていただいて、条例をつくるという時期のこともありますが、そこのところを効果的にやっていただきたい。そんなお願いをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

さんのご意見、うけたまわりました。多分、景観条例なんか市町村が

持っているという形であったので、そういうイメージなのかなという気もいたします。これは単独条例というか、また京都市しかできておりません。例えば実行計画ということで、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）で定められている策定義務が市町村にあるものも、昨年度までに19市町村。今年度は9つ、28ぐらいなんです。今度92ぐらいに市町村数は減っていますから、そういう実行計画の意識も低い中で、果たして単独の条例、市町村が担っていただけるのかという部分がございます。できたところは将来的に適用除外というような条項をつけていくことは全然やぶさかでもございませんし、発展形となるのであれば、喜んで外すようなことをやっていきたいと思っております。

ただ、現段階では地域指定というの、先ほど委員長も申し上げましたけれども、景観条例も、今度は景観法ができてしまったりして、ちょっと変わった部分がありますけれども。浅間山ろくという、いくつかの複数の景観を重点整備地域にしようとか、高社山、中野市近辺のところをやる。そういうエリア指定。これは委員長も言いました地域のご要望を市町村に伝えていただいて、市町村が連携して、ここの地域ということで県が指定するというようなイメージもございます。自販機も、ここには置かないというのは、本当に地域、団地一つとか、自治会単位で私たちが協定してやっていきますと進めている地区も、県に百いくつぐらいですか、相当な地区があります。ですからいろいろな在り方があっていいのではないかと。

ですから、そういったところで市町村の知恵をお借りしたり、ご意見を伺っていく中で、協働して実施していきたい。これがこの条例に込められた夢、目的でございます。今いただいた意見は非常にありがたいお話でしたので、一緒に進めていただければ幸いですと思っております。

まだまだ時間がございますので、ここで委員さんもおいでになりますし、いろんなご意見、ご要望があれば承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは今日の、この場での意見というのはいただいて出尽くしたというふうな感はいたしますので。ただ、先ほど条例の骨子案、パブリックコメントの関係の期限なんです、今週末の金曜日の21日を予定しているということでお伝えしてございますが、この21日をもって以降は受け付けないというようなものではございません。パブリックコメントというような形での意見は、一応21日で終了するということになっておりますが、その後も意見というものはいただくということは、全然こちらのほうでは問題とはしておりません。むしろいただきたいと思っております。

ただし、次回の検討会、骨子を決定するというような検討会が28日に予定される都合上、そういったご意見をいただけるのであれば、26日ぐらいが反映できる程度かなと思っておりますので、そのへんまでには、ご意見、言い足りない部分、あるいは新たに出た意見についてはお寄せいただければと思っています。お寄せいただく先としまして、今日お配りしました、この「減CO₂プラン」の一番後ろのページの一番下のところに、長野県生活環境部の地球環境課のメールアドレスとファックス番号が書いてございます。こちらのほうに、お寄せいただければと思います。

なお、この条例の骨子について、あるいは条例の今までの経過についての中身については、すべて県のホームページのほうに載せてございます。県のホームページのトップページを開いていただきますと、トップページに条例骨子案ということで載っておりますので、そこから入っていただければ簡単につなが

りますので、そのへんもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは大変長い時間、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。これらは、また検討会のほうで検討させていただくということで、本日は閉じさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。気をつけてお帰りください。

(議事録中の の部分は確認できなかった部分です。)